

広島県告示第七百五十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年七月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者		介護予防サービス事業を廃止した事務所		廃止年月日
名 称	主たる事務所所在地	名 称	所 在 地	
株式会社アイ・テック	広島市安佐北区深川二丁目三八番二号	株式会社アイ・テック介護サービスふれあい・高田事業所	安芸高田市吉田町常友一二六九番二号レトア安芸高田一階	平成一九年五月一日
株式会社コムスン	東京都港区六本木一〇番一号	株式会社コムスン広島西原ケアセンター	広島市安佐南区西原三丁目一六番二七号	平成一九年四月三〇日
株式会社コムスン	東京都港区六本木一〇番一号	株式会社コムスン広島横川ケアセンター	広島市西区楠木町一丁目二三番四号	平成一九年四月三〇日
株式会社コムスン	東京都港区六本木一〇番一号	株式会社コムスン広島戸坂ケアセンター	広島市東区くるめ木一丁目四番二一號	平成一九年四月三〇日
企業組合労協センター事業団	東京都豊島区池袋三丁目一番二号光文社ビル六階	ワーカーズコープせせらぎ	広島市安佐南区緑井四―三〇―一	平成一九年五月三一日
株式会社コムスン	東京都港区六本木一〇番一号	株式会社コムスン福山サポートセンター	福山市新涯町二丁目三―一五ワークタイガービル一階	平成一九年四月三〇日